本号で公布された法令のあらまし

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

児童相談所の管轄区域に関する基準は、次のとおりとすることとした。（第一条の三関係）

1　一又は二以上の市町村の区域であって、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

2　児童相談所が児童虐待の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口が、基本としておおむね五〇万人以下であること。

3　管轄区域における交通事情からみて、要保護児童の通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

二　地方自治法施行令の一部改正関係

指定都市が処理する児童福祉に関する事務について、所要の読替規定の整備を行うこととした。（第一七四条の二六第七項関係）

三　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一〇号）（農林水産省）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七一号）の施行期日は、令和三年九月一五日とすることとした。

◇情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一一号）（経済産業省）

1　情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験の受験手数料の額を改めることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和三年七月二六日から施行することとした。

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一二号）（厚生労働省）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月一日とすることとした。

政　令

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百九号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第二項及び第五十九条の四第一項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二の次に次の一条を加える。

第一条の三　法第十二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関（以下この号において「関係機関等」という。）とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

二　児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。第三条第一項第一号ロにおいて同じ。）の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。同号イ及びロ⑵において同じ。）が、基本としておおむね五十万人以下であること。

三　管轄区域における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

第三条第一項第一号イ中「（最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ⑵において同じ。）」を削り、同号ロ⑴中「（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。⑵において同じ。）」を削る。

第四十五条の三第八項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、「にかかわらず」との下に「、第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「児童相談所と」と」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第七項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、「児童福祉法施行令」の下に「第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「指定都市の区域又は一若しくは二以上の当該指定都市の区（総合区を含む。）の区域であつて、児童相談所と」と、同令」を加える。

第百七十四条の四十九の二第一項第四号中「及び第三項」を「、第二項及び第四項」に改める。